

会員各位

平成29年5月吉日
(公社) 岐阜県理学療法士会
会長 榎林 優

定款変更についての提案

理事会にて検討した結果、現在の公益法人岐阜県理学療法士会の定款の中で、一部変更の必要な部分があり、今年度6月の公益社団法人岐阜県理学療法士会定期総会（平成29年6月18日岐阜県図書館）で会員の皆様の承認を得たいと考えています。

定款変更案

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 第3章 (経費の負担) 第7条 正会員は、総会において定める会費規程に基づき会費を毎年所定の納期までに納入しなければならない。 2 賛助会員は、総会において定める会費規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。 3 名誉会員は、会費等の納入を免除する。 | 第3章 (経費の負担) 第7条 正会員は会員になったときおよび毎年、総会において別に定めた会費を所定の期限までに支払う義務を負う 2 賛助会員は会員になったときおよび毎年、総会において別に定める会費を所定の期限までに支払う義務を負う 3 名誉会員は会費等の納入を免除する |

変更理由；会員は会費を払うことが義務であり債務であると明記して未納退会を防止する意図があります。また会費の金額につきましては、総会において定めることを明記しています。

(参考資料) 正会員会費規程 (会費の納入期限)

| 変更前 | 変更後 |
|--|--------------------------------|
| 第5条 公益社団法人日本理学療法士協会が期限とする6月15日までに全納するものとする。 | 第5条 公益社団法人日本理学療法士協会の規程に準ずる。 |

上記のように(公社)日本理学療法士協会の納入時期変更の際にすぐ対応できないため、具体的期日などの明記をせず協会に準ずるという表現にし、その都度対応できるように会費規程を変更します。但し年会費の金額については変更の際は総会にて承認を得る形を継続します。賛助会員についても年会費の金額につきましては総会にて承認を得、細部については理事会にて承認を得る形を考えております。

以上の変更を考えています。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。またご意見・ご質問につきましてはお手数ですが事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。